

奄美群島観光プロモーション動画制作事業運営委託仕様書

1 目的

本事業は、『奄美群島成長戦略ビジョン』に掲げた「群島民が幸せに生活するため、重点産業3分野を基軸として、雇用の創出に重点を置いた産業振興を目指す」という基本理念の実現に向け、奄美群島の魅力の発揮による「観光/交流」の振興を図るため、奄美群島の自然・文化といった観光資源を活用したプロモーション動画を制作する。

2 事業実施期間

契約日から令和 4 年 3 月 19 日（金）まで

3 事業内容

奄美群島観光プロモーション動画制作事業運営業務として、次の業務を行う。

(1) 企画・撮影・制作

ア 奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島の5島につき各島版、1分程度（5本）、3～4分程度（5本）の10パターン、全島版として5分以内（1本）、10分以内（1本）の2パターン、計12本の観光プロモーション動画を制作すること。

※動画の再生時間に関しては当組合と協議しつつ対応すること。

イ 日本国内また、東アジア、欧米、欧州のYouTube等、動画サイトを視聴する層をターゲットとし、奄美群島への誘客促進、認知度向上に繋がる動画を制作すること。

ウ 各種PRイベント、旅行素材説明会等でも、発信出来るような動画内容とし、さらに、各島の特徴を捉えつつ、奄美群島へ来島を促すような四季を感じられる魅力ある動画を制作すること。

エ 自然・景勝地をメインとするが、所々に島での暮らしぶりが伝わる、伝統行事・工芸、農業風景、奄美群島で体験できるアクティビティ等を盛り込んだ島らしさのある動画内容とすること。

オ 字幕やナレーション等言葉のない視覚的に訴求可能な動画とすること。ただし、字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合、当組合と協議の上、対応言語を決定すること。

カ 各島で撮影した動画素材については、当組合の求めに応じて提供すること。

キ 撮影箇所に関しては、別添資料を参考に、当組合、各市町村と協議しつつ撮影すること。

ク 各島版、総合版の動画を制作する際には、各島、各市町村のバランスに留意し

つつ制作すること。

- ケ 動画の画面比は 16：9 とし、4K 以上とすること。
- コ 映像制作する際には 4K シネマカメラやドローンなど奄美群島の魅力を最大限生かせるような機材で撮影を行うこと。
- サ 撮影箇所を使用する際に必要となる調整は受託者にて行うこと。
- シ 水中を撮影する際には、潜水士免許、又はダイビングライセンスを持った者が撮影を行うこと。
- ス 音楽素材の使用に関しては、すべての使用に関して著作権をクリアしたものを使用すること。また、著作権の許可が必要な場合には受託者にて手続きを行うこと。
- セ 出演者を起用する場合には、肖像権の問題が発生しないよう、受託者において権利処理等の手続きを行うこと。
- ソ 動画制作にかかる経費は全て契約金額に含むものとする。
- タ 各動画は納品前に、内容について当組合に確認を行うこと。

4 成果品

- ・ 撮影編集データ一式（編集可能なデータ）
- ・ 各動画を納めた記録媒体（DVD 等）各島 1 分版、3～4 分版各（奄美大島版 6 枚、喜界島版 2 枚、徳之島版 4 枚、沖永良部島版 3 枚、与論島版 2 枚）、全島 5 分版、10 分版各 13 枚
- ・ 実績報告書

5 留意事項

- ・ 受託者は、本業務を行ううえで得られた情報を許可なく第三者に開示してはならない。
- ・ 本事業の実施により得られた成果は、奄美群島広域事務組合と事業者が 2 次的利用の権利を有する。
- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、担当職員と協議し、その指示に従うこと。

6 著作権等

- ・ 受託者は納入した動画について全ての著作権（著作権法第 21 条から 28 条までをいう）を譲渡すること
- ・ 受託者は著作者人格権を行使しないこと

※受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合には、書面により当組合へ届けるものとし、当組合は業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

7 本件連絡先

〒894－0023

鹿児島県奄美市名瀬永田町 18 番 6 号(奄美会館 1F)

奄美群島広域事務組合

奄美振興課 観光・物産係 担当 直 (スナオ)

Tel : 0997-52-6032

Fax : 0997-52-9618

E-mail : uio@amami.or.jp 広域事務組合 HP : <http://www.amami.or.jp/>